

諮詢番号：令和3年度諮詢第13号

答申番号：令和4年度答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和3年5月28日、処分庁に対して、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号。以下「法」という。）第40条第1項に基づき、先端設備等導入計画に係る認定申請書（以下「本件申請書」という。）を提出した（以下「本件申請」という。）。
- 2 処分庁は、令和3年5月31日、本件申請を受理した。
- 3 処分庁は、令和3年6月10日、本件申請を不承認とする決定を行い、審査請求人に対して、同日付け神□第□号先端設備等導入計画に係る不承認について（以下「本件処分通知」という。）により通知した（以下「本件処分」という。）。
- 4 審査請求人は、令和3年6月24日、本件処分を取り決し、同月10日付けで本件申請に係る先端設備等導入計画を認定する、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は太陽光発電設備を新たに設置する先端設備等導入計画

の認定申請を、令和3年5月28日付で、処分庁に対して行ったが、同年6月10日に、処分庁から本件処分を受けた。

- (2) 処分庁はその理由を「申請時点で認定対象となる事業を開始していないため。」としているが、固定資産税の特例措置を受けるためには、先端設備等導入計画を作成して市の認定を受けた後に、設備の導入、そして、事業を行う必要があるため、上記の処分庁の処分理由が解釈できない。申請時点で認定対象となる事業を開始していないことは当然であり、理由として不適切である。
- (3) 経済産業省告示「中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針（平成30年6月5日。以下「本件指針」という。）」第三3では、「国及び市町村は、中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する。」と記載されている。
- (4) このような中、中小企業庁が、経営サポート「生産性向上特別措置法による支援」では、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準として、以下のQ & Aが用意されている。

2. 先端設備等導入計画に関する Q & A

平成30年5月18日現在

No.	質問	回答
10	創業間もない企業は認定を受けられるのか。	認定を受けるためには労働生産性の現状値と目標値が把握できる必要があるため、創業間もない企業については認定は受けられません。他方で、1事業年度の実績がない場合でも、労働生産性を構成する数値が把握でき、現状値を算出できる場合は、認定を受けることができます。
11	労働生産性とはどの様	計算式は下記のとおりです。【計算式】労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償

	に計算する のか。	却費) ÷ 労働投入量(労働者数又は労働者 数 × 1人当たりの年間就業時間)
--	--------------	--

(5) 上記 Q & A N o. 10では、次のような特徴があり、わずかに、読み手に誤解が生ずる可能性があると考えられる。

- ① 前段と後段を結ぶ接続詞が、「他方で、」となっており、前段と後段の関係が少し分かりづらい。特に、前段が最終結論と判断される可能性がわずかにあること、
- ② 実績が何の実績か、少しあわかりづらいこと、
- ③ 計画前の現状値において、売上高が生じていない場合や、投資実績がない場合に、認定を受けられるか否かが、少しあわかりづらいこと、

(6) しかし、Q & A N o. 10と N o. 11とを合わせて確認し、現行の税務会計の実務上の観点から読み進めれば、Q & A N o. 10の前段と後段は、次のような内容であると考えられる。

イ. Q & A N o. 10の前段

創業間もない企業については認定は受けられないとしている。その理由は、認定を受けるためには労働生産性の現状値と目標値が把握できる必要があるためとされている。創業間もない企業において把握できないのは、労働生産性の目標値ではなく、その現状値である。労働生産性の現状値は、Q & A N o. 11に記載されている①営業利益、②人件費、③減価償却費、④労働者数（又は労働者数 × 1人当たりの年間就業時間）を把握することにより、計算できる。創業間もない企業において、これらを把握できない理由は、後段にあるように、1事業年度の（決算）実績がないからである。

企業（個人企業及び法人企業）の営業利益、人件費、減価償却費等の損益に係る数値は、法人税申告、個人所得税申告と同時期に行う簿記会計上の決算により確定する。すなわち、この Q & A N o. 10前段では、税務署の受付印のある申告書に記載されている決算数値によってのみ、労働生産性の現状値を把握することができ、そのため、創業間

もない、1事業年度の（決算）実績がない企業は、先端設備等導入計画の認定は受けられないとしていると考えられる。

口. Q & A No. 10の後段

後段には、他方での取り扱いが示されている。「1事業年度の実績がない場合でも、労働生産性を構成する数値が把握でき、現状値を算出できる場合は、認定を受けることができます。」とされている。前段に対する他方での取り扱いであり、「創業間もない企業」についての言及であると考えるのが正常な思考である。

そして、前述の「1事業年度の実績がない場合でも、労働生産性を構成する数値が把握でき、現状値を算出できる場合」は、税務会計の実務を考えれば、事業年度の中途、場合によっては、創業間もない時点であっても、決算同様の手順を踏み、できるだけ精緻な仮決算書や試算表を作成し、労働生産性の現状値を算出することであり、これを行えば、創業間もない企業でも認定を受けられることを明らかにしているのである。

なお、計画前の現状値において、売上高が生じていない場合や、投資実績がない場合に認定を受けられないとする考え方があるようであるが、「創業間もない企業」という語句における「間もない」という日本語の意を知っているのであろうか。「間もない」というのは、「時間が経っていない」という意であり、Q & A No. 10は、個人企業、法人企業の創業から時間が経っていない場合の取り扱いを示しており、わずかしか経っていない時間の中で売上高の計上や、投資実績を残せるはずもなく、これらの有無は、認定の条件とはしないことを、このQ & A No. 10は、明らかにしているのである。

先端設備等導入計画税制は、企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための制度であるが、労働生産性の一定の向上が確認できることが要件の1つとなっている税制であり、創業間もなく、売上高や事業活動がなく、わずかな準備費用が生じているのみの場合（ある

いは、費用も生じていない場合)に、適用があるのか、ないのかについては疑義があり、その判断結果によって、申請者の税制優遇の適用の有無、課税額が定まるのであり、この点は、計画の申請者である設備の設置者においても、市町村においても、非常に重要な判断となる。

そのような中、「国及び市町村は、中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する。」という本件指針を受けて、Q & A No. 10が公表されており、このQ & Aが、創業間もなく、売上高や事業活動がなく、わずかな準備費用が生じているのみの場合(あるいは、費用も生じていない場合)であっても、その創業間もない時点で、決算同様の手順を踏み、できるだけ精緻な仮決算書や試算表を作成し、労働生産性の現状値を算出すれば、認定を受けることができることを定めた「中小企業者の認定の予見可能性を高めるため」の「市長村による認定判断に当たっての客観的な基準」であり、市町村が先端設備等導入計画の認定の可否を判断する際に、強い強制力を有している。

- (7) ここまで、創業後間もない場合であっても労働生産性の現状値を算出することができる根拠を説明してきたわけだが、処分庁は不認定処分理由において、「申請時点で認定対象となる事業を開始していないため」を理由に挙げている。

しかし、労働生産性の伸び率の計算は現状値と計画終了時の労働生産性を比較して行うのが普通である。そして、審査請求人の場合、算出された現状値と計画終了時の労働生産性を比較すると、年3%以上の「向上をしている」のにも関わらず、「これを向上してはいない」と判断するためには、処分庁は同意導入促進基本計画において別段の定めを設ける必要があり、それがない場合は上記Q & Aに示された判断基準を無視したものであり、法令とこれを補う本件指針に反した許されない処分であると言える。

(8) 法第52条第4項では、特定市町村は、先端設備等導入計画の認定申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるとときは、その認定をするものとされている。

① 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合すること。

② 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(9) そして、本件指針第二では、

「1 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、市町村は、導入を促進する先端設備等の種類について、先端設備等の種類の全てを設定することを可能とする。また、地域の状況、特色等に鑑み、先端設備等の種類を限定することも可能とする。なお、市町村は、先端設備等の種類を限定する場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

2 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

中小企業者による幅広い取組を促すため、市町村が導入を促進する先端設備等については、市町村内における全ての地域、業種、事業等を対象とすることを可能とする。また、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、地域、業種、事業等を限定し、重点的に支援する分野を定めることも可能とする。なお、市町村が重点的に支援する分野を定める場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

また、中小企業者における取組については、市町村の枠を超えて、海外市場等を見据えた連携その他の多様な事業活動についても含むことができるものとする。」

すなわち、導入促進基本計画において、その理由とともに、記載すれば、市町村は、地域の状況、特色等に鑑み、先端設備等の種類を限定することができ、また、地域の状況、特色等に鑑み、地域、業種、事業等

を限定することもできるとされている。

- (10) しかしながら、神戸市の同意導入促進基本計画には、前述の不認定処分理由に該当した場合は、認定対象としない旨の記載はない。また、認定対象としない理由も記載されていない。
- (11) 審査請求人の先端設備等導入計画は、本件指針に適合し、先端設備導入が円滑かつ確実に実施される見込みであった。この点は、不認定の理由には記載がなく、問題はないものとされている。
- (12) したがって、神戸市の同意導入促進基本計画に適合すれば、本件申請は、処分庁から認定されることとなり、審査請求人の先端設備等導入計画は、神戸市の同意導入促進基本計画に適合していると考えられるなか、本件申請は、神戸市の同意導入促進基本計画に掲げられた要件ではない、前述の不認定処分理由で不認定とされている。
- (13) また、本件処分通知には、「申請時点で認定対象となる事業を開始していないため」という理由以外の理由は記載されていない。したがって、不認定通知書に、不認定の理由を記載し、この内容を争う審査請求制度の趣旨を鑑みれば、新たな不認定の理由が生ずる余地もない。
- (14) 本件処分により、審査請求人は、固定資産税減免等の優遇を受けられないでいる。
- (15) 以上の点から、本件処分を取り消すとの裁決を求めるため、本審査請求を提起した。なお、先端設備等導入計画税制においては、設備取得日までに認定を受けなければ、税制優遇の効果が生じない。したがって、本件処分を取り消すのみの裁決では、最終的に求めている税制優遇の効果が生じない可能性が高いため、本件処分を取り消すとの裁決のみでなく、行政不服審査法第46条第2項に掲げる「一定の処分」として、審査請求人の本件申請に関し、不認定処分がなされた令和3年6月10日付けをもって申請のあった先端設備等導入計画の認定をすべきとする裁決を求ることとした。
- (16) 処分庁の弁明に対する反論

ア 先端設備等導入計画による償却資産税の軽減制度は、設備投資減税の一項である。創業間もない企業も、要件を満たす限り、中小企業者等であり、他の要件の充足により、税制優遇を受けることが可能である。そして、通常、設備投資減税において、創業間もない企業の最初の設備投資が、適用対象外とされていることは、設備投資全般を推進する政策であるが故に稀であり、仮に、適用対象外とされているとすれば、その旨の明確な文言が法令等に存在することが必要であり、濫りな法令等の拡張解釈により、適用対象外とするることは、許されない。中小企業庁のパシフなどでは、創業間もない企業の最初の設備投資には適用がない旨の制度であるような案内は、一切存在しない。

イ 法第36条第1項の「従来の処理量に比して」という文言の続きは、「大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した、施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第2項に規定するプログラムをいう。）であって、それを早急に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。」であり、この点に関しては、平成30年経済産業省令第33号経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条等により、工業会が発行する「生産性向上特別措置法の先端設備等に係る証明書」により証明するその設備等の性能、特に、同規則第1条第2項第2号に掲げられている、いわゆる1代前モデルとの処理量の比較要件を指しているのである。本件では、日本電気工業会が発行した当該証明書が用意されており、要件を充足していることが明らかである。したがって、下記2(3)の処分庁の主張は、法の趣旨を読み違えた主張である。この点を、同規則第1条にて、確認をして頂きたい。

ウ 創業間もない企業の最初の設備投資前の労働生産性の現状値としては、概ねゼロないしマイナスという数値が存在し、これが「従来の処理量」である。労働生産性を構成する数値とは、本件指針に記載さ

れているが、営業利益、人件費、減価償却費及び労働投入量（労働者数等）である。これらは、ストック又はフローの概念であるから、仮決算等により一定期間を区切って求める必要があるが、創業間もない企業にも確実に存在する数値であるから、これを精緻に求めて認定申請書に記載すれば、労働生産性の現状値が把握でき、認定を受けられる旨を、定めているのであり、概ねゼロないしマイナスという従来の処理量からの労働生産性の向上も、要件を充足する労働生産性の向上である。少なくとも、納税者たる審査請求人は、そのような認識のもと、本件設備投資を行ったのであり、本件指針に定める「市町村による認定判断に当たっての客観的な基準」としての拡張解釈することは、設備投資を行った中小企業者の予見を破り、その財産権を害することとなるから認められない。

エ 先端設備等導入計画の申請に関し、先端設備等導入計画策定の手引き（平成31年4月版）が公表されており、「A現状」について、決算一期を経ていない場合は合理的な算出方法で現状値を求めて下さい。」と記載されている。

中小企業庁は、「決算一期を経ていない場合は合理的な算出方法で現状値を求める」旨を指導しているが、合理的な方法としては、労働生産性を構成する数値の集計時点における実額を集計して求める方法があり、労働生産性を構成する数値は、ストック又はフローの概念であるから、他の方法は、考えられない。

オ 太陽光発電本事業立ち上げるため、販売業者との打ち合わせや現地調査等を行い、正式に事業立ち上げが決定したので、本件申請を処分庁に申請することとなり、それ故、本件申請時には、太陽光発電本事業は立ち上がってい

カ 処分庁は、本件申請の審査にあたって経済産業省近畿経済産業局に問合せ、本制度は創業時の設備投資支援ではなく、原則、既存の事業の生産性を向上することを目的としている旨の回答を得た、とのことであるが、「原則、」という言葉があれば、それは、Q & A No. 10前段の記載からは、当然の内容で

あり、これに対する例外として、創業間もない企業のように「既存の事業」がなくても、認定を受けることができる旨がQ & A No. 10後段にあるのであり、その経済産業局の回答をもって、本件処分を正当とすることは、できない。創業間もなく、既存の事業がない企業の多くの認定例があることとも矛盾する。

キ 創業後間もない企業というのは、会社形態の企業の場合には、設立後間もない会社と、置き換えて良いはずである。「間もない」という日本語の語句は、馴染のある語句であるから紛れがないものと考えられるが、ネット辞書で検索すると、「何かが起こってから、余り時間が経っていない様」と記載されており、様々な辞書を検索すると、数秒、数分、数時間後を意味する日本語と認識すべきである。

この「間もない」という語句の意を鑑みると、創業間もない企業でも、「労働生産性を構成する数値が把握でき、現状値を算出できる場合は、認定を受けることができます。」というQ & Aにおいては、設立後数時間、数日しか経過していない会社を中心とした内容が記載され、これが広く中小企業に公表されているのであるから、「本制度は申請者において事業がすでに実施されているかどうかが前提となることは明らかである。」などという解釈が生ずる余地はない。Q & Aの読み手である中小企業は、通常、そのような解釈はしない。処分庁の主張は、認定要件を身勝手に加える濫りな拡張解釈であり、中小企業の予見を害する悪質な解釈と言わざるを得ない。

ク 処分庁は、「申請時点で認定対象となる事業を開始していないことから」と弁明しており、これは不認定の理由に示される内容でもあった。「事業を開始」とは、税法でも解釈が分かれる用語であるが、例えば、太陽光発電事業では、土地を探し、経産省から事業認定を得て、設備を建築し、完成引き渡しを受け、売電事業が開始される、あるいは、完成した設備を業者から探し求め、購入し、引き渡しを受けて、売電事業が開始される。

太陽光発電事業を行う意思決定をし、準備活動を開始し、経費が計上され始める時点、事業の立ち上げの時点、この意の事業開始であれば、審査請求

人は、本件申請時点で、既に事業開始しているから、本件申請は、不適切な理由で不認定処分とされている。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人の先端設備等導入計画が処分庁の認定を受けるには、法第40条第4項により、当該先端設備等導入計画が本件指針及び神戸市の同意導入促進基本計画に適合すると認められることが要件となる。

本件指針の第一、2は、先端設備等導入の目的は中小企業者の生産性向上であることに鑑み、市町村が先端設備等導入計画を策定するにあたっては、労働生産性の向上を判断基準として設定し、労働生産性の目標伸び率を年平均3%以上とすることを求め、労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）で除したものとするなどを定めている。神戸市の同意導入促進基本計画（乙3のウ）は、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれることを求めている。なお、神戸市の導入促進基本計画が法第37条第3項の経済産業大臣の同意を得ていることについては審査請求人及び処分庁のいずれからも明示的な主張は行われていないが、その同意を得ていることに争いはないものと解される。

したがって、審査請求人の先端設備等導入計画が法第40条第4項による認定を受けるためには、先端設備等の導入によって労働生産性が年3%以上向上すると見込まれることが必要である。

(2) 先端設備等の導入によって労働生産性が年3%以上向上する見込みがあるかを判断するためには、当該設備等の導入した後に見込まれる労働生産性の数値との比較対象となる当該設備等導入前の労働生産性の現状値が存在していることが不可欠であり、その労働生産性の現状値が存在しないのであれば、労働生産性の向上の程度を判断することは不可能であり、神戸市の同意導入促進基本計画に適合していることにはならない。

本件指針は、労働生産性について、(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たりの年間就業時間）の算式で計算することとしているため、先端設備等を導入する前の現状値をこの算式によって算出するには、この数式に当てはめるべき営業利益や人件費等の現状値が確定している必要がある。事業を営んでいる実績が存在しなければ、それらを確定させて労働生産性の現状値を算出することは不可能であるため、先端設備等の導入の前後を比較して労働生産性が向上したことを観念することはできず、法第40条第4項による認定を受けることはできない。審査請求人が援用する「先端設備等導入計画に関するQ&A」のNo.10において、「認定を受けるためには労働生産性の現状値と目標値が把握できる必要があるため、創業間もない企業については認定は受けられません。」とされているのも、これと同旨と考えられる。

(3) ところが、審査請求人が令和3年5月28日に提出した先端設備等導入計画に係る認定申請書(乙1)には、審査請求人の「主たる業種」は「電気業」であり、神戸市[]に先端設備等に該当する太陽光発電設備一式を設置して太陽光発電事業を行う計画であることが記載されており、そこでの記載内容及び本件不服申立における審査請求人の主張内容からすれば、審査請求人は、処分庁が本件処分を行った同年6月10日時点において、新規に太陽光発電事業を立ち上げるために販売業者との打ち合わせや現地調査等の準備を行っていただけであり、審査請求人が

運営する太陽光発電施設が既に設置されていて、そこで発電した電力の売却が実際に開始されていたものではないことが認められる。

審査請求人には、先端設備等を導入する前の事業実績が存在しないため、先端設備等を導入する前の労働生産性を算出することは不可能であり、先端設備等の導入の前後を比較して労働生産性が向上したことを観念することはできないし、労働生産性向上の程度を判断することもできないのであるから、法第40条第4項による認定を受けることはできないとした本件処分は違法又は不当とは認められない。

- (4) 審査請求人は、上記Q & Aにおいて、上記の記載に統いて「他方で、1事業年度の実績がない場合でも、労働生産性を構成する数値が把握でき、現状値を算出できる場合は、認定を受けることができます。」と記載されており、創業間もない時点であっても、決算同様の手順を踏み、できるだけ精緻な仮決算書や試算表を作成し、労働生産性の現状値を算出すれば認定を受けられると主張する。しかし、審査請求人は、創業のための準備行為を行っている段階に過ぎず、営業利益や人件費等の実績値は存在しないのであるから、決算同様の手順を踏んで仮決算書や試算表を作成するというのは、先端設備等を導入していない場合の見込みの数値を算出できると主張しているに過ぎず、そのような数値は先端設備等導入前の現状値であるとは認められない。

また、審査請求人は、開業準備のための活動を既に開始しているとも主張するが、本件制度は開業準備活動自体の労働生産性を向上させようとするものではないのであり、開業準備活動の労働生産性と先端設備等を導入して開業した後の労働生産性の見込みとを比較しても、法第40条第4項の要件を満たすことにはならない。

- (5) 以上のとおり、審査請求人については、先端設備等を導入する前の労働生産性を観念することはできず、先端設備等の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上すると見込むことはできないのであるから、本件申請の認定を行わなかった本件処分に違法又は不当な点は認められ

ない。

第5 調査審議の経過

令和4年3月25日 第1回審議

令和4年4月22日 第2回審議

令和4年5月23日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 本件に係る法令の規定について

法第40条第1項の規定により、先端設備等の導入をしようとする中小企業者は、先端設備等導入計画を作成して、特定市町村の認定を受けることができるとされており、当該認定を受けるためには、同条第4項の規定により、先端設備等導入計画が本件指針及び特定市町村の同意導入促進基本計画に適合し、かつ当該計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれることが認められることが必要とされている。

2 本件処分の適法性

処分庁は、本件申請により提出された審査請求人の先端設備等導入計画について、処分庁の同意導入促進基本計画に適合しないと判断し、本件申請を拒否する本件処分を行ったものであり、当審査会としても、付言に記載した点を除き違法又は不当な点は認められないと判断した。理由については第4-2(1)、(2)及び(3)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第7 付言

- 1 本件審査請求については、上記のとおり棄却されるべきであるが、本件処分の理由の提示について、次のとおり付言する。
- 2 本件処分は、法を根拠法とし、かつ本件申請により求められた認定を拒否する処分をするものであり、本件申請が客観的指標により明確に定められた要件等に適合しないことが明らかな場合ではないので、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項本文の適用があり、申請者に対し、処分と同時に、当該処分の理由を示さなければならぬ。

行政手続法第8条第1項本文が申請に対する拒否処分をする場合に同時にその理由を申請者に示さなければならないとしている趣旨は、処分庁が処分をするに際して理由を提示することで、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、恣意の抑制を図るとともに、申請者に処分理由を知らしめることで、申請者の争訟提起の便宜を図る点にあると解される。そして、同項本文に基づいて提示すべき理由の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、理由の提示として十分ではないというべきである（最高裁昭和45年（行ツ）第36号同49年4月25日第一小法廷判決、最高裁昭和57年（行ツ）第70号同60年1月22日第三小法廷判決参照）。

- 3 本件についてみると、処分庁は、本件処分通知において、「申請時点で認定対象となる事業を開始していないため。」と記載しているのみであり、本件処分通知の中に、本件処分の根拠となる法令の規定を示していないばかりでなく、本件処分を行うに当たって、本件指針及び神戸市の同意導入促進基本計画を適用したのか否かも明らかにしていない。よって、本件においては、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用することで、本件処分がなされたのかを、審査請求人において、本件処分通知の記載自体から了知し得るものではないと言わざるを得ない。

4 行政手続法第8条第1項の趣旨に鑑みれば、処分庁においては、いかなる事実に基づきいかなる法規及び基準を適用して本件申請により求められた認定を拒否したのか、その記載から理解できる程度に具体的に処分理由を記載することが望まれる。

但し、上記の理由の提示については、審査請求人から具体的な主張はなされておらず、処分庁との間で争いとはなっていないため、当審査会としては付言に留める。

神戸市行政不服審査会

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原雅之

委員 西上治